

派遣先が講ずべき措置に関する指針

国土交通省告示第二百二十二号

平成十七年二月二十八日

第一 趣旨

この指針は、船員職業安定法（以下「法」という。）第三章第四節第二款第一目及び第三目の規定により派遣先が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものである。

第二 派遣先が講ずべき措置

一 船員派遣契約の締結に当たっての就業条件の確認

派遣先は、船員派遣契約の締結の申込みを行うに際しては、就業中の派遣船員を指揮命令することが見込まれる者から、業務の内容、当該業務を遂行するために必要とされる知識、技術又は経験の水準その他船員派遣契約の締結に際し定めるべき就業条件の内容を十分に確認すること。

二 船員派遣契約に定める就業条件の確保

派遣先は、船員派遣契約を円滑かつ的確に履行するため、次に掲げる措置その他派遣先の実態に即した適切な措置を講ずること。

(一) 就業条件の周知徹底

船員派遣契約で定められた就業条件について、当該派遣船員の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者その他の関係者に当該就業条件を記載した書面を交付し、又は派遣船舶に掲示する等により、周知の徹底を図ること。

(二) 派遣船舶の巡回

定期的に派遣船員の派遣船舶を巡回し、当該派遣船員の就業の状況が船員派遣契約に反していないことを確認すること。

(三) 就業状況の報告

派遣船員を指揮命令する者から、定期的に当該派遣船員の就業の状況について報告を求めること。

(四) 船員派遣契約の内容の遵守に係る指導

派遣船員を指揮命令する者に対し、船員派遣契約の内容に違反することとなる業務上の指示を行わないようにすること等の指導を徹底すること。

三 派遣船員を特定することを目的とする行為の防止

派遣先は、船員派遣元事業主が当該派遣先の指揮命令の下に就業させようとする船員について、船員派遣に先立って面接すること、派遣先に対して当該船員に係る履歴書を送付させることのほか、若年者に限ることとすること等派遣船員を特定することを目的とする行為をしないように努めなければならないこと。なお、派遣船員又は派遣船員となろうとする者が、自らの判断の下に派遣就業開始前の事業所訪問若しくは履歴書の送付又は派遣就業期間中の履歴書の送付を行うことは、派遣先によって派遣船員を特定することを目的とする行為が行われたことには該当せず、実施可能であるが、派遣先は、船員派遣元事業主又は派遣船員若しくは派遣船員となろうとする者に対してこれらの行為を求めないこととする等、派遣船員を特定することを目的とする行為をしないように努めなければならないこと。

四 性別による差別の禁止

派遣先は、船員派遣元事業主との間で船員派遣契約を締結するに当たっては、当該船員派遣契約に派遣船員の性別を記載してはならないこと。

五 船員派遣契約の定めに違反する事実を知った場合の是正措置等

派遣先は、船員派遣契約の定めに反する事実を知った場合には、これを早急に是正するとともに、船員派遣契約の定めに反する行為を行った者及び派遣先責任者に対し船員派遣契約を遵守させるために必要な措置を講ずること、船員派遣元事業主と十分に協議した上で損害賠償等の善後処理方策を講ずること等適切な措置を講ずること。

六 派遣船員の雇用の安定を図るために必要な措置

(一) 船員派遣契約の解除の事前の申入れ

派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により船員派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、船員派遣元事業主の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって船員派遣元事業主に解除の申入れを行うこと。

(二) 派遣先における就業機会の確保

派遣先は、船員派遣契約の契約期間が満了する前に派遣船員の責に帰すべき事由以外の事由によって船員派遣契約の解除が行われた場合には、当該船員派遣契約に係る船員派遣元事業主と連携して、当該船員派遣契約に係る派遣船員の新たな就業機会の確保を図ること。

(三) 損害賠償等に係る適切な措置

派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により船員派遣契約の契約期間が満了する前に船員派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣船員の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、船員派遣契約の解除を行おうとする日の少なくとも三十日前に船員派遣元事業主に対しその旨の予告を行わなければならないこと。当該予告を行わない派遣先は、速やかに、当該派遣船員の少なくとも三十日分以上の賃金に相当する額について損害の賠償を行わなければならないこと。派遣先が予告をした日から船員派遣契約の解除を行おうとする日までの期間が三十日に満たない場合には、少なくとも船員派遣契約の解除を行おうとする日の三十日前の日から当該予告の日までの期間の日数分以上の賃金に相当する額について行わなければならないこと。その他派遣先は船員派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずること。また、船員派遣元事業主及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合には、船員派遣元事業主及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮すること。

(四) 船員派遣契約の解除の理由の明示

派遣先は、船員派遣契約の契約期間が満了する前に船員派遣契約の解除を行う場合であって、船員派遣元事業主から請求があったときは、船員派遣契約の解除を行う理由を当該船員派遣元事業主に対し明らかにすること。

七 適切な苦情の処理

派遣先は、派遣船員の苦情の申出を受ける者、派遣先において苦情の処理をする方法、船員派遣元事業主と派遣先との連携を図るための体制等を、船員派遣契約において定めること。また、派遣船員の受入れに際し、説明会等を実施して、その内容を派遣船員に説明すること。さらに、派遣先管理台帳に苦情の申出を受けた年月日、苦情の内容及び苦情の処理状況について、苦情の申出を受け、及び苦情の処理に当たった都度、記載するとともに、その内容を船員派遣元事業主に通知すること。また、派遣船員から苦情の申出を受けたことを理由として、当該派遣船員に対して不利益な取扱いをしてはならないこと。

八 適正な派遣就業の確保

(一) 適切な就業環境の維持、福利厚生等

派遣先は、その指揮命令の下に労働させている派遣船員について、派遣就業が適正かつ円滑に行われるようにするため、セクシュアルハラスメントの防止等適切な就業環境の維持、その雇用する船員が通常利用している陸上における宿泊、休養、医療及び慰安の施設等の施設の利用に関する便宜を図るよう努めなければならないこと。また、派遣先は、船員派遣元事業主の求めに応じ、派遣船員と同種の業務に従事している船員等の福利厚生等の実状を把握するために必要な情報を船員派遣元事業主に提供する等の協力をするよう努めなければならないこと。

(二) 教育訓練・能力開発

派遣先は、船員派遣元事業主が行う教育訓練や派遣船員の自主的な能力開発等の派遣船員の教育訓練・能力開発について、可能な限り協力するほか、必要に応じた教育訓練に係る便宜を図るよう努めなければならないこと。

九 関係法令の関係者への周知

派遣先は、法の規定により派遣先が講ずべき措置の内容や法第三章第四節第二款第四目に規定する船員法（昭和二十二年法律第百号）等の適用に関する特例等関係法令の派遣船員等関係者への周知の徹底を図るために、説明会等の実施、文書の配布等の措置を講ずること。

十 船員派遣元事業主との労働時間等に係る連絡体制の確立

派遣先は、船員派遣元事業主が締結する船員法第六十四条の二の時間外の労働に関する協定及び同法第六十五条の補償休日の労働に関する協定の内容等派遣船員の労働時間の枠組みについて船員派遣元事業主に情報提供を求める等により、船員派遣元事業主との連絡調整を的確に行うこと。

十一 派遣船員に対する説明会等の実施

派遣先は、派遣船員の受入れに際し、説明会等を実施し、派遣船員が利用できる派遣先の各種の福利厚生に関する措置の内容についての説明、派遣船員が円滑かつ的確に就業するために必要な、派遣船員を指揮命令する者以外の派遣先の船員との業務上の関係についての説明及び職場生活上留意を要する事項についての助言等を行うこと。

十二 派遣先責任者の適切な選任及び適切な業務の遂行

派遣先は、派遣先責任者の選任に当たっては、船員労働関係法令に関する知識を有する者であること、人事・労務管理等について専門的な知識又は相当期間の経験を有する者であること、派遣船員の就業に係る事項に関する一定の決定、変更を行い得る権限を有する者であること等派遣先責任者の職務を的確に遂行することができる者を選任するよう努めること。

十三 船員派遣の役務の提供を受ける期間の制限の適切な運用

派遣先は、法第八十一条の規定に基づき派遣船員による常用船員の代替の防止の確保を図るため、次に掲げる基準に従い、派遣船舶ごとの同一の業務について、船員派遣元事業主から同条第二項に規定する派遣可能期間を超える期間継続して船員派遣の役務の提供を受けてはならないこと。

(一) 同一の業務については、船員派遣契約を更新して引き続き当該船員派遣契約に定める業務に従事する場合は、同一の業務に当たること。偽りその他不正の行為により船員派遣の役務の提供を受けている又は受けていた職務の名称を変更し、従来の職務とは異なる職務に新たに船員派遣の役務の提供を受け、又は受けようとする場合には、同一の業務について船員派遣の役務の提供を受け、又は受けようとしているものと判断すること。その他法第八十一条の規定に照らし、就業の実態等に即して同一の業務であるか否かを判断すること。

- (二) 船員派遣の役務の提供を受けていた派遣先が新たに船員派遣の役務の提供を受ける場合には、当該新たな船員派遣の開始と当該新たな船員派遣の役務の受入れの直前に受け入れていた船員派遣の終了との間の期間が三月を超えない場合には、当該派遣先は、当該新たな船員派遣の役務の受入れの直前に受け入れていた船員派遣から継続して船員派遣の役務の提供を受けているものとみなすこと。

十四 船員派遣の役務の提供を受けようとする期間に係る意見聴取の適切かつ確実な実施

- (一) 派遣先は、法第八十一条第四項の規定に基づき、当該派遣先の事業所の船員の過半数で組織する労働組合又は船員の過半数を代表する者（以下「過半数組合等」という。）に対し、船員派遣の役務の提供を受けようとする期間について意見を聴くに当たっては、当該期間等を過半数組合等に通知してから意見を聴くまでに、十分な考慮期間を設けること。
- (二) 派遣先は、過半数組合等から、船員派遣の役務の提供を受けようとする期間が適当でない旨の意見を受けた場合には、当該意見に対する派遣先の考え方を過半数組合等に説明すること、当該意見を勘案して船員派遣の役務の提供を受けようとする期間について再検討を加えること等により、過半数組合等の意見を十分に尊重するよう努めること。

十五 安全衛生に係る措置

派遣先は、船員派遣元事業主が派遣船員に対する雇入れ時の安全衛生教育を適切に行えるよう、派遣船員が従事する業務に係る情報を船員派遣元事業主に対し積極的に提供するとともに、船員派遣元事業主から雇入れ時の安全衛生教育の委託の申入れがあった場合には可能な限りこれに応じるよう努める等、派遣船員の安全衛生に係る措置を実施するために必要な協力や配慮を行うこと。